

戦前の教育学分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究
——教育学者の乙竹岩造と樋口長市の検討を中心に——

平 田 勝 政

A Historical Study on the Conception of
“Mental Deficiency” through the Field of Pedagogy in
Japan before World War II

Katsumasa HIRATA

<目 次>

- はじめに—研究の経過と本研究の課題—
- 第1章 乙竹岩造における「低能児」概念の形成過程とその到達点
- (1) 「低能児」教育研究の動機と「弱児」—用語としての「低能児」の成立—
 - (2) 『低能児教育法』における乙竹の「低能児」概念とドモールの概念の比較検討
 - (3) 乙竹における「低能児」概念の到達点
- 第2章 樋口長市における「低能児」概念の形成過程とその到達点
- (1) 「劣等児教育」研究時代の「劣等児」概念
 - (2) 「低能児教育」研究時代の「低能児」概念
 - (3) 「特殊教育」研究時代における「智能異常」としての「低能児」概念
- おわりに—まとめにかえて—
- <註>
- <資料>東京高師附小「特別学級」関係者の「精神薄弱」関係文献目録（I）

はじめに —研究の経過と本研究の課題—

筆者は、これまで茂木俊彦、高橋智の両氏とともに、戦前の医学・心理学・教育学等の各分野を代表する雑誌に掲載された「精神薄弱」関係資料を分析対象にして、戦前における「精神薄弱」概念の形成過程とその特徴を整理・検討してきた。筆者自身としては、①「児童研究」誌（日本の部）、②「神経学雑誌」・「精神神経学雑誌」、③主要な教育雑誌の分析をおこなってきた。その共同研究の一連の成果は、他の戦後に関する個人研究とあわせて、共著『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』（多賀出版 全397頁 1992年 以下、『精薄史研究』と略記）にまとめられ、共同研究にひとつの区切り目をつけることができた。

しかし、(a)日本における「精神薄弱」概念の形成・確立・変容過程の実証的研究の面で

も、(b)「精神薄弱」という「障害」の科学的認識（階層的構造的把握）を基礎として、「精神薄弱」という「障害」をもつ人間＝「精神薄弱（児）者」が権利主体として共に社会の主人公になっていく内実をもった概念を、用語の変更を含めて、「人間の尊厳」の確立という視点（人間発達と幸福追求の視点）からどう定式化していくのかといった理論面でも、多くの課題を残しており、教育学の立場からの本格的な歴史研究・理論研究はこれからというのが実状である。また、上記(a)の課題にしても、『精薄史研究』は、貴重な共同の成果ではあるが、いくつか誤りもあり、不十分な点も多い。当初筆者が考えていた「精神薄弱」概念成立史研究の構想⁽¹⁾から言っても、筆者自身の研究作業ははまだ中間点にも達していない状況である。

そこで今一度(a)(b)の課題に関わって当初の問題意識と研究の構想を確認しておく、それは次のようである。

まず、(a)では、戦後の「精神薄弱」概念とその教育的処遇に大きな影響を及ぼしたところの、「異常児鑑別基準作成委員会」の発足（1951. 1）に始まり、1953年の文部省通達「教育上特別な取扱いを要する児童生徒の判別基準について」（より詳しくは、文部省『特殊児童判別基準とその解説』）で定式化された「精神薄弱」概念とその処遇観（教育措置観）は、いかにして形成されたのか、また、それ以外にどういう概念形成の努力と可能性が存在したのか、結果として様々にありえたであろう「精神薄弱」概念のどれを公式なものとして選択・決定したのか、その選択の必然性と問題性を歴史的な文脈の中で解明していくことを、まずもって重要な研究課題として位置づけ、出発した。そして、その解明のための基礎的作業として次のような研究課題を設定した。

①戦前の医学、心理学、教育学、社会事業（社会福祉）の4分野の主要雑誌における「精神薄弱」関係資料の調査・収集・整理（目録作成）をおこない、各分野における「精神薄弱」関係用語・概念の変遷の基本的特徴と相互の関係を検討して、全体の流れ及びポイントの所在を把握すること。

②その上で、上記4分野における「精神薄弱」概念の形成に重要な役割を果たした人物に注目し、その人物の「精神薄弱」に関する全業績（著書・論文）を検討して、戦前における医学的、心理学的、教育学的、教育実践の概念の各概念の形成・発展過程とその到達点及び相違点・論争点を解明すること。

③上記①②の検討結果を総合し、時期区分と各期の特徴を明確にして、戦前における「精神薄弱」概念の通史的考察をおこなうこと。

④上記③の通史的考察の結果と、戦後教育改革期の学校教育法案である1947. 1. 14案の中ではじめて登場した「精神薄弱」がいかなる経緯で1953年の通達にみる「精神薄弱」概念に定式化されていったのか、その過程の実証的解明と考察の結果とを、比較検討しながら、「精神薄弱」概念における戦前と戦後の連続・非連続の相互関係とそこにおける問題性を解明すること。

以上、1953年通達の「精神薄弱」概念に焦点をあてた(a)の成立史研究をふまえて、次の研究段階として、1962年通達にみる「白痴、重症痴愚…など盲学校、聾学校または養護学校における教育にたえることができないと認められる者については、その障害の性質および程度に応じて就学の猶予または免除を考慮すること」という1953年通達と同様の「精神薄弱者」処遇観（＝劣等処遇観）を止場・克服する「精神薄弱」概念を、「人間の尊厳」

の確立という視点からどう定式化していくのかという(b)の理論課題に取り組んでいくこと。

このようにみえてくると筆者自身の研究作業は、共同研究の中で分担した医学、教育学の2分野を中心に(a)－①の段階から(a)－②の段階に入るところにあるといえる。全体として見ても、社会事業関係雑誌等の分析は残されてはいるが、(a)－②の段階に入ったといえる。

今後は、各分野における人物を中心とした研究にとりくまなければならない。具体的には、次のようである。

- ・医学分野——『精薄史研究』（第2章—V）で指摘したように、精神医学関係雑誌以外の医学雑誌の分析をした上で、呉秀三、三宅鑛一、杉田直樹を中心しつつ、榎保三郎、笠原道夫、富士川游、三田谷啓などの医学者の検討。
→戦前の医学分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究
- ・心理学分野——元良勇次郎、市川源三、久保良英、榎崎浅太郎、鈴木治太郎、青木誠四郎、城戸幡太郎、三木安正などの心理学者の検討。
→戦前の心理学分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究
- ・教育学・教育実践分野——教育学者では、乙竹岩造、樋口長市など。教育実践家では、東京高等師範学校附属小「特別学級」の歴代担任教師、その他代表的な「特別学級」実践家。
→戦前の教育学・教育実践分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究
- ・社会事業分野——残されている社会事業関係雑誌の分析をした上で、戦前の精神薄弱者施設関係者に注目して石井亮一、脇田良吉、川田貞治郎などの施設経営・実践家の検討。その他感化事業（感化教育）関係者の検討。
→戦前の社会事業分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究

この人物に注目した研究という点では、高橋氏が、すでに4分野にまたがって明治・大正期の人物の著作（単行本）を検討している（『精薄史研究』第6章参照⁽²⁾）が、「パラツキ」等の方法論上の問題もあって、①各分野での概念の系統的な発展過程、②各人物レベルでの概念の形成過程と到達点、③各分野の概念の相互浸透過程等、についての各著作・論文の全体に目配りをした分析は依然課題として残されているといえる。

本研究は、これまでに筆者がおこなった主要教育雑誌所収の「精神薄弱」関係資料の分析結果（→『精薄史研究』第4章参照、以下「前稿」という）をふまえつつ、さらに(a)－②の段階の研究として、東京高等師範学校附属小「特別学級」関係者（教育学者・教育実践家）に注目し、その各「精神薄弱」概念の整理・検討を通して、前稿では内在的に十分解明できなかった戦前の教育学・教育実践分野における「精神薄弱」概念の形成・展開過程の特徴と到達点を、医学的概念や心理学的概念との関連にも留意しながら、さらに立ち入って解明しようとするものである。

東高師附小「特別学級」関係者に注目した理由は、戦前の日本において最も長期間存続（1908.9創設～1944閉校）した「特別学級」（＝補助学級）を基盤に、東高師系の教育学者（＝乙竹、樋口）の理論研究と有能な歴代担任の実践研究が系統性と一貫性をもって展開され、その研究成果が「教育研究」誌をはじめとして多くの著書・論文に残され、戦前の教育学・教育実践分野における「精神薄弱」概念の変遷の中心軸を形成していると判断されるからである。先行研究については、東高師附小「特別学級」の関係者に関する人物研究（特に乙竹⁽³⁾、樋口⁽⁴⁾）や教育方法に注目した研究⁽⁵⁾はあるが、「精神薄弱」概念の

教育学的、教育実践的形成に注目して、関係者全体を対象化し検討するのは本研究がはじめてである。

なお紙幅の関係で、東京高師附小「特別学級」関係者を、教育学分野（教育学者）と教育実践分野（歴代担任教師）の2つに分け、本稿では、そのうちの前者をとりあげ、教育学者の乙竹岩造・樋口長市の分析を通して、戦前における教育学的アプローチによる「精神薄弱」概念の形成過程とその特徴及び到達点を明らかにしていきたい。後者の教育実践分野については、次号（第45号）において検討していきたい。

第1章 乙竹岩造における「低能児」概念の形成過程とその到達点

教育学者の乙竹岩造（1875～1953）と樋口長市（1871～1945）の「精神薄弱」問題に関する著書・論文等を整理したのが、＜資料＞の目録（A＝乙竹、B＝樋口）である。それを見ると、乙竹岩造（1875～1953）の「精神薄弱」問題に関係する研究活動は、1907（M. 40）年から1918（T. 7）年の約10年間に集中しており、1920年代以降、この分野に関する研究関心は薄れて積極的な研究活動・成果はほとんど見られなくなる。つまり乙竹は、1910年代までの教育学的認識を代表するにとどまっている。それに対して、次章でみる樋口の研究活動は、1906（M. 39）年から1939（S. 14）年までの30有余年に及んでおり、樋口の「精神薄弱」概念に関する認識の到達点は、戦前日本の教育学者の認識を代表していることができる。

その点を確認した上で、まず乙竹岩造から検討していこう。乙竹の「精神薄弱」関係文献を通読する時、乙竹の「低能児」概念の形成過程には、3つの段階があることが確認できる。以下、順番に見ていこう。

（1）「低能児」教育研究の動機と「弱児」一用語としての「低能児」の成立一

第一段階は、「低能児」との出会いに始まり、用語として「弱児」を使用した段階である。時期的には、1903年頃から1907年頃である。

まず乙竹は、自分が「低能児」教育に関心を持った経緯を次のように書き残している。長くなるが、これまでの研究では明確にされていないことでもあり、重要なので引用しておく。⁽⁶⁾

「今より8、9年も以前（＝留学前の1903～04年頃—筆者註）に、自分の郷里の身寄りの中にも一人の所謂低能児があつて、学齢にも達して学校に行つて居つたのであるが、どうもその成績が非常に悪く、それも唯だ成績劣等といはれるといふ丈位では無く、非常に悪いのであつて、殆んど善くは覚えないのである。それで受持ちの教師からは、家庭で特に注意をして貰ひたいといふ要求ばかり受けて居る。親なる人は大変に心配して、特に知人の許へ復習を見てもらひにやつたり、様々と注意をしたのであつたが、どうも思はしい様には進歩が見えない。ソコで丁度私が郷里に帰省した時に一日其親が私を訪ねて来て、斯様なる子供に就いては一体何うしたら宜かろうか、唯今では受持の先生が最早何うしても駄目だと云つて殆ど眼中に置いてくれぬやうであるが、教育の途も随分進んで居ると承つて居るが、斯く云ふ者は一体何うしたら宜かろう、何か貴方に良いお考えはないかと云つて聴かれたのである。ソコで自分は、成程之は教育上一ツの大切な

問題である。斯う云ふ子供は世間には随分あるのであるが、さて之に対する特別の教育といふことは今日に於いては未だ十分に研究せられて居らぬのはこれは不十分ことである、どうか一ツ研究したいものであるといふことを考へたのが、抑も此問題に自分が考を注ぐに至った一番最初の動機であるのである。」(A-17 pp. 13-14)

以上のような動機があつて欧米留学中(1904.3 出発~1907.5 帰国)に、ドイツの補助学校等について「及ばすながら出来る限りの研究調査を加へることにした次第」(同前)だということである。

ところで、当時の乙竹は、「低能児」とは言わず「弱児」という用語を使用していた。その点について、乙竹は、1908年の時点で、次のように述べている。

「低能児といふ事の名称については、大分社会にやかましくなりました。私は始めは弱児とって居りました。明治37年頃文部省へ出した報告には慥か弱児と書いて置いたと思ふて居ります。低能といふことは、私が帰朝する前にも言つて居りましたが、私も低能児といふ方が訳の上からも、一番適切なやうでありますので、これを使つて居ります。即ち独逸語の Schwachsinnige Kinder 或は Schwachbegabte Kinder, 英語の Fool-minded child で能力の弱い児童ですから、低能児が好いやうであります。」(A-4 p. 21)

こうしてみると乙竹が、用語として「低能児」を本格的に使用するのは帰朝後(1907年以降)のことと言つてよい。その点は、前稿で明らかにしているように、教育雑誌の「精神精弱」関係資料では、1907年より「低能児」が論文題目に登場してくるのと一致している。なお、教育雑誌上の論文題目で最初に「低能児」を使用しているのは、心理学者の元良勇次郎(1907.2)である。

(2) 『低能児教育法』における乙竹の「低能児」概念とドモールの概念との比較検討

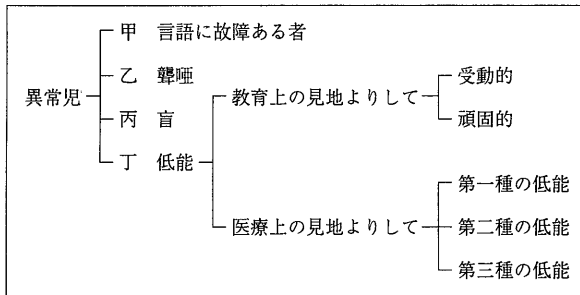
第二段階は、1907年11月の帝国教育会の高等学術講義での講演をまとめた著書『低能児教育法』(A-3 1908.4 発行)において「低能児」の概念の明確化を試みた段階である。ここでは、「緒言」で述べている乙竹の概念規定と乙竹が紹介したベルギーのドモール⁽⁷⁾(=ド・モア)の概念とを比較検討しながら考察をすすめていきたい。

まず乙竹は、「緒言」の中で、「低能児」教育は、「教育政策上の問題」であり、また、「社会政策上の問題」であり、さらに、「刑事政策上の問題」である、とした上で、「低能児」の概念については、次のように述べている。

「低能児」とは、「通常で無い所の子供」から、「盲人」「哑者」「聾者」「不具者」「瘋癲白痴」と「云ふ様な者を除」いても、「それでも尚普通一般の児童と称することの出来ない者」、換言すれば「病人として病院へ送ることは出来ない、白痴として白痴院へ入れる程でも無いけれ共、通常の児童として認むることの出来ないやうな者、之を称して茲に低能児と申す」と。(pp. 5-6)

この概念規定は、「通常の児童」から消去法で「低能児」の範囲(外延)を述べたにすぎず、その内包(=対象の本質的徴表)については何も述べていない。

結局、具体的な概念については、「臨床上の診断を出発点」(p. 206)とした「科学上医学上の分類」(p. 207)を排して、「教育上から…極めて通俗的に分類」(p. 207)している「ド・モア博士の分類法が最も善い」(p. 208)として、又「実際上の見地から見て私は之



れを先ず適當と考へる」(p. 208)として、その分類を左図のように紹介している。

以下、「丁 低能」の各下位概念を簡潔に見ておく。

まず、前提となる「異常児」とは、「神経系統上に故障のあるために通常の教育ではどうも工合が悪いといふ総べての児童」(p. 209)

を総称したものである。

そして、「丁 低能」とは、「精神上の劣弱若しくは異状の為に…但し其の劣弱並びに異状の生得たると將た又生後の獲得たるとを問はず、…兎に角通常の教育を受くるに適しない者」(p. 211)を指した。

より具体的に見ていくと、その「低能」には、大きく「教育上の見地よりしたる低能」と「医療上の見地よりしたる低能」の2種類があるとしている。

前者の「教育上より見る低能児」とは、「其の原因が其の子供の長年間に涉って経験したる広義に於ける教育に帰せらるべきもの」(p. 211)で、「外界の悪い影響の為に其の発達を妨げられ、その結果到底通常児と同一の進歩をなすこと能はざるに至りしもの」(p. 377)を意味した。その「教育上の低能」には、次の2種類があったとした。

「第一種」は、「四、五歳若しくは六歳に至るまでは全く通常に育」っていたが、「六歳の頃」より、家庭(親)及び学校(教師)による「適當なる教育」的取り扱いが保障されなかったために、4、5年後に「教育上の低能」になった者をいう。

「第二種」は、「十二歳、十四五歳乃至十八九歳頃までは全く通例であ」った者が、同様に誤った教育的取り扱いによって、「其の後に急に其の傾向及び性質に異状を来して参る者」をいう。

この2種類の「低能」には、さらに「性質上から見ると受動的と頑固的との二種」があるとしている。また、別の箇所では、具体例として「精神的に怠慢なる児童」「ノラクラ者」「病的児童」(p. 378)等があげられている。

後者の「医療上より見たる低能児」とは、「其の原因が疾病即ち其の病的事情に出で来たもの」(p. 211)、換言すれば「胎児の時並びに生後の発達中に受けたる病的原因から起るもの」(p. 218)で、これには、「白痴、或は魯鈍、或は低能児、或は道德上の劣弱、或は知力上の劣弱等色々」(p. 218)含まれるとした。また、それは、上記の図に見るように3種類の「低能」に分けて考えられる、としている。

「第一種の低能」=「道德上の低能」とは、「精神発達は少し進んで居」るが、「其の精神の活動の種々の方面に甚だしき不同があ」り、その上に「意思の不確立、或は其の行為が其の生活条件に適合しないといふような種々の徴候を示すもの」をいう。具体的には、「常軌を外づれた行ひ」「不道德な行ひ」「非社交的」「無責任」等の徴候を示す。この点に関わって補足すれば、論文「道德上の低能児に就て」(A-5 1908.8)では、「道德上の低能児の中にも程度に依って色々ありますが、最も強いものになりますと云ふと所謂犯罪的傾向を持って居る所の低能児」(p. 4)となる、としている。その意味では、この

「第一種の低能」は、上記の「道德上の劣弱」に対応すると考えられ、当時の「精神低格」「不良児」にきわめて近い概念といえるが、「不良児」という用語は使われていない。

「第二種の低能」とは、「理解は可也発達して居るが、「其の心理的活動は一般的に低い」もの、換言すれば「活動の方面に大なる不同差等はな」く、「大抵平均は致して居るけれども全体として通常の子供に比べて概して低いと云ふもの」をいう。その徴候には、いろいろあるが、この規定から判断すれば、上記の「魯鈍」「低能児」「知力上の劣弱」が対応していると考えられる。その意味で、乙竹が「緒言」で想定している厳密な意味での「低能児」は、このカテゴリーに入ると考えられる。

「第三種の低能」とは、「其の意思発表及び注意が殆ど不可能」で、「勤勞」にも堪えず、「大脳を有っては居るけれども…大脳を有って居らぬのと同じ」ものをいう。その具体例では、「瘋癲」「白痴」を挙げている。

以上のように見てくると、「緒言」にいう乙竹の「低能児」概念とド・モアの分類にみる「低能(児)」概念とは、一致していないことがわかる。例えば、乙竹の「低能児」概念には、「白痴」は含まれないが、ド・モアは含めている。また、ド・モアのいう「道德上の低能児」は、所謂「不良児」にきわめて近い概念で、それを含めているが、乙竹の「緒言」の概念規定では「不良児」は含まれるのか否か明確にされていない。しかし、「社会政策」及び「刑事政策」上から、「未成年犯罪者の弟分」(p.4)である「低能児」の教育振興を主張している乙竹であることから判断して、「道德上の低能児」＝「不良児」は密接不可分な関係をもって「低能児」概念に含まれていると考えられる。とすれば「低能児」と「不良児」との関係認識(概念上の区別と統一)がいまだ不明確ということになる。また、当時多く使われていた「劣等児」との関係も、「知力上の劣弱」との関係で、明確には説明されていない。また、ド・モアのいう「教育上の見地よりしたる低能(児)」と「劣等児」の関係も不明確である。いずれにせよ『低能児教育法』(1908年)の段階における乙竹の「低能児」概念は、「緒言」で一定の規定は試みられてはいるものの、ド・モアの分類・定義を紹介・導入することによって、上位概念としての「低能」に、「教育上の低能児」(＝仮性の低能)をはじめ、「劣等児」、「不良児」、「緒言」にいう「低能児」、「瘋癲・白痴」等を含み込ませ、結果的に不明確な点をいくつも残すことになってしまっているといえる。⁽⁸⁾これらの曖昧な点が、自覚されて一定克服されるのは、次にみる『更訂 低能児教育法』(1912年)においてである。

(3) 乙竹における「低能児」概念の到達点

第3段階は、『低能児教育法』刊行(1908年)後から『更訂 低能児教育法』(1912年以下、『更訂版』という)を経て1918年に至るまでの時期で、「劣等児」「白痴」「不良児」との関係を含めて、「低能児」概念に一定の前進が確認できる段階である。

① 「劣等児」と「低能児」の関係

まず、「劣等児」と「低能児」との概念的関係についての乙竹の見解から確認していこう。

乙竹は、1909論文(A-7)の中で、「世間で動もすると低能児といふことを以て劣等生といふことと同じ意味に見やうとする謬見がある」、さらに言えば、「劣等生を以て直ちに低能児であると考へ、低能児といふのは劣等生の別の名であるといふやうに軽く考へ

る人があるやに見受けられる」として、その世間の謬見を正すべく、両者の相違について次のように述べた。

「一の学級の生徒を出来ない者、通常の者、特に能く出来る者といふやうに分けて、さうして出来ない者（＝劣等生－筆者註）を指して直に低能といふやうに考へて居る」のは、「低能児」を「全く比較的の言葉」として受けとめている点で誤りであり、そうではなくて「低能児」というのは、「其身体上に於ても其精神上に於ても一定の徴候を現はして居るものであって教育診断の上から見れば明に認むることの出来るところの特質を具へて居る者」（p. 4）、「一の鑑定の下に一の標準といふものに照してさうして通常の者より全く違うところの」（p. 5）者を言うのである。その点で異なるのである。

両者の関係を、今少し1912年論文（A-17）で補えば、「低能児といふことと劣等児といふことは、決して同じではない…両者の関係を一言するならば、低能児は皆劣等児であるけれども、しかし劣等児は皆低能児であるとは云へない…劣等生といふのは、比較の言葉である。低能児といふのはさういふ比較の言葉、即ち比較せらるる相手に因って、低能児に成ったり成らなかつたりするものでは、決して無いのである。…その心身の状態に於いて一定の資格が大抵定まって居るものである。」（p. 19）同様のことは『更訂版』（pp. 222-224）にも記されている。

②「低能児」と「白痴」・「不良児」の関係

次に、「低能児」と「白痴」の関係（区別と統一）については、『更訂版』で、「六かしい問題」だとした上で、次のように述べている。「低能の更らに甚だしく殆んど箸にも棒にも掛からんといふなのが白痴であります。それ故に私は、寧ろ低能に広狭二義あると思ふ。広義の低能といへば、所謂白痴をも含めて言ふのであるし、狭義の低能といへば、白痴を除いたもの、即ち低能ではあるけれども白痴ほど甚だしからざるもののみを指す」（pp. 224-225）と。広狭二義の「低能児」規定によって、『低能児教育法』（1908年）に見られた曖昧さを克服してはいるが、就学免除対象（白痴院入所対象）の「白痴」と「低能児」（狭義）とを区別する乙竹独自の鑑定基準は示されていない。

「低能児」と「不良児」との関係については、同じ『更訂版』（p. 230-231）において、ド・モアの分類にいう「医療上の見地よりする低能児」の「第一種（第一程度）の低能児」＝「道徳上の低能」から「不良児」が多く出るとして、「第一種の低能児」≡「不良児」という見解を示している。乙竹の著書には、「『低能児教育法』ト姉妹書」だという『不良児教育法』（目黒書店 全572頁 1910年）があり、「不良児」と「低能児」は、「弟分」「姉妹」という親密な関係ではあっても、概念としては区別してとらえていこうとしていることが明確に窺える。しかし、乙竹が、ド・モアの「低能児」概念を支持するかぎり、「不良児」は、「低能児」概念に含まれることにはかわりはない。

③「低能児」概念の到達点

では上述した①の引用文中に出てくる「一の鑑定」に基づく「低能児」の「一の標準」とは、乙竹においてどのように考えられていたのであろうか。その点を確認することが、乙竹の「低能児（狭義）」概念の到達点を確認することでもある。乙竹は、その「標準」を考えるにあたって、1911年に文部省がおこなった調査の「標準」、即ち「病氣其他の事情では無く、全く能力薄弱の為に引続き二年間進級することが出来ない者、即ち学校に這入って一年修学した其の間に、病氣とか其外種々の事情の為にといふ訳ではなく、全く能

力が薄弱の爲め其学年末に至って進級することが出来ないで原級に留まり、それから又来年も同じく進歩することが出来無いで、矢張り其の学年で止まって居らなければならぬといふやうな甚だしき者」という「標準」を参考にした。そして、この文部省の「標準」を、「低能児ではなからうかといふ心配のあるものを定める所の標準」、即ち「低能児の予選を爲すの標準」＝「候補を定むる極く大体の標準」として「比較的適當」だとした。これが、第一段階とすると、第二段階は、そういう「標準」による「予選」によって選ばれた「候補者に就いて、更に教育上並に医学上詳密なる吟味を加へた後、低能児と」判定する。そうして選定された「低能児」に、乙竹のいう「補助教育」、即ち「低能児に対する特別の教育」を保障する。その教育所が、「補助学級」「補助学校」であった。

このように見てくると乙竹は、「低能児」であると診断・決定することに非常に慎重であったことが確認できる。少なくとも就学して2年は要するということになる。それは、「低能児といふ者は、一体何ういふ性質の者であるか、といふことを学問上から極めて厳密に論ずると、之は専門の問題に入るのであって随分むづかしい一ツの事であって、一方には教育上心理上の方面と、他方には精神病学上小児科学上の方面と両方からの詳密なる鑑定・吟味を施して後、初めて定まるのであるから、科学的に厳密に論定するのはむづかしい事である」（以上の引用は、A-17 pp. 12-18）という現状認識があったからである。そういう中であって、乙竹は、その「低能児」概念に学問的厳密性はないとはいえ、きわめて実用的実際の「低能児」概念を採用していたと言える。乙竹は、この「標準」に示された「低能児」概念をその後も踏襲し、『精薄史研究』（第2章）でもとりあげたように、1918年の日本神経学会第17回総会における宿題報告の論文「白痴及び低能児ノ教育」（A-33）でも全く同様のことを述べている。それが、乙竹において確認できる「低能児（狭義）」概念の到達点であった。

第2章 樋口長市における「低能児」概念の形成過程とその到達点

<資料>の目録に示した樋口の「精神薄弱」関係文献を、そのテーマで使用している「精神薄弱」関係用語に注目して一覧すると、樋口の研究活動には、①「劣等児教育」研究の時期（1906～1907）、②「低能児教育」研究の時期（1908～1916）、③「特殊教育」研究（特殊教育学建設）の時期（1922～1939）の3つの時期があることが確認できる。また、研究活動にも盛んな時期があり、明治40年代～大正初期、1922～24年、1938～39年の3つの時期が注目される。それは、前稿で明らかにしている3つのピークともよく対応している。以下、第①期における「劣等児」概念、第②期における「低能児」概念、第③期における「智能異常」としての「低能児」（広義）概念をそれぞれ検討し、樋口における「精神薄弱」概念の到達点を確認していきたい。

（1）「劣等児教育」研究時代の「劣等児」概念（1906～1907）

樋口は、「余が特殊教育に興味を持ち初めたのは、去る明治33年（＝1900年）のことである」（B-37の自序より）と述べている。つまり、大阪府師範学校教諭（29歳）の時である。その点では前章で検討した乙竹より数年早いことになる。その興味をもって6年後（＝母校・東京高等師範学校教諭訓導の時）に、特殊教育に関する最初の論文「劣等児の

教育」(B-1 1906.6)を發表する。織田勝馬・白土千秋『小学児童劣等生救済の原理及び方法』(弘道館 1906年1月)が刊行された直後のことである。樋口の「劣等児」概念は、この論文の中で展開されている。

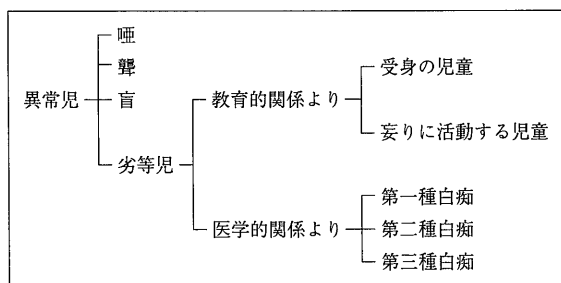
まず、1906(M.39)年の時点で論文「劣等児の教育」を發表した理由について、次のように述べている。

「近来、劣等児童教育法の声漸く高く、学年の改まりてより、未だ、一月にならざるに、既に新入学生中に劣等児童を發見せりなど宣伝せらるるを聞く。又、余輩が、斯かる児童の教育について、質問を受けたること、再三に留まらず。いで是より、諸外国に於ける劣等児教育法の一斑を紹介して好学の士の参考に供せん。」

樋口が紹介した外国の「劣等児」概念とは、前章でみた乙竹のド・モアの分類に依拠したものであった。乙竹に先行して、樋口がわが国に最初に紹介したといえる。具体的に樋口が紹介している「欠損児の分類法」を見ていこう。引用すると次のようである。

「欠損児(Defective children)又(Abnormalen Kinder)と称するは、身体上又は精神上に欠損ある、換言すれば通常児童と異なる児童を汎称するもの、所謂劣等児もこの中に含まる。尤も、通常児童とは、如何なる身体を有し、如何なる精神上の能力を、如何なる程度まで具備し、異常児が、これと異なる点は如何にと問はば精密なる答を得るもの、蓋しこれなからん。特に、近来、諸方に宣伝せらるる劣等児童の如きに至っては、或一個の教師が、見て以て劣等児となすのみにして、これを医学上の見点又は心理学上の見点より査察するときは、その通常児童と差異する点を發見し難きもの甚だ多からん。実に、この通常児と異常児は、精密なる搜索に至りては、判然區別し難きもの多し。」

樋口は、想定している「劣等児」を、一応「異常児」の範疇に含めたが、では「通常児」と「異常児」としての「劣等児」との関係はいかにして、なにを基準に區別するのか、その鑑定法はいかに、といった問題関心を持ちながら、その手がかりを得るべく、「異常児」の分類法として、下図の「ドムア氏」の分類法を紹介した。



この分類表に関わって前章で見た乙竹の紹介と大きく異なる所は、①乙竹の「丁 低能」を、樋口は「劣等児」としていること、②乙竹の「第一、二、三種」の「低能」を、「白痴」にしていること、である。いずれも訳語(用語)上の違いである。また、乙竹の「教育上より見たる低能児」を、樋口は、「教育的劣等児」と呼び、「生来欠損を有する

にあらざるも、生後の教育(広き意味の)当を得ざりし為、劣等児となりたるものなり。而して、これには、種々の典型あり、即ち、同じく受け身の児童といふも外見上活動の少きは一なれども、其原因に至りては種々あり。而して此種に属するものは、通常、学校などにて劣等児と称さるるものにして、正に余輩の研究すべき範囲に属す。」とした。さらに、乙竹の「医療上より見たる低能児」を、「医療的劣等児童」と呼び、「胎内にありし際、或は生後一年間に蒙りたる、病理的原因の為に、生後精神上に欠損を来たしたるものにし

て、これにも種々あり。同じく白痴と称するものの中にも、其度に種々あり。其最も重きものに対しては、教育の作用によりて、如何ともすべからざるものなりといへども、其度の低きものに対しては、吾人の力にて救済し得べきもの多し。」と説明している。(p. 1-2)

樋口は、「教育的劣等児」に研究関心を持ったようであるが、乙竹の「丁 低能」を、「劣等児」としたことは、樋口の「劣等児」概念の内包がきわめてあいまい（未分化）であることを示しており、その結果、その外延も広範で漠となるのも必定であった。ともかく同じド・モアの分類に対して、先行した樋口が「劣等児」を、乙竹が「低能児」を、訳語として使用していることは、好対照といえる。その「劣等児」を使用していた樋口は、乙竹岩造の帝国教育会の高等学術講義（1907. 11）での「低能児教育」に関する講演を聴いて後、用語の使用としては「劣等児」から「低能児」に転換する。＜資料＞のB-5（1907. 11）とB-6（1908. 3）の題目の変化は、そのことを明瞭に示している。

（2）「低能児教育」研究時代の「低能児」概念（1908～1916）

「低能児」教育研究時代を代表する樋口の「低能児」概念に関する認識は、その当時の概念整理を試みた論文「低能といふ語について」（B-12 1911. 7）に集約されている。本論文については、前稿でも簡単に紹介したが、ここでは今少し詳しく整理・検討して、今後の医学等の他分野における「精神薄弱」概念研究への手がかりを得ておきたい。

樋口は、明治40年代当時使用されていた「低能児」には、「その指示する範囲の上から見て分類」すると、4種類の使われ方があるとして、それぞれを次のように整理した。

第一は、「独逸の, Minderwertigkeit の訳字として用いるもの」で、「医者仲間では、この意味に用いるものが多い様である」としている。

わが国でこの使い方の「始をなした人は、大学の片山博士であり」、「独逸のドクトル・アール・コッホといふ人が、これに Psychopathische といふ語を冠らせて、Phychopathische minderwertigkeit, 訳して言へば、精神病的低能といふ語を用い始めた」ことによる。そのコッホは、「通常人と精神病患者との中間にあるものに対して、この名称を附した」。これに対して日本の「榊博士の如きは、これを低能といふ語を以て表出せず、に、中間状態といふ語を以て表はし」た。また、「呉博士たちは、低格と訳し」た。なお、「片山博士が、何故にこれに低能といふ字をあてたのか」という点については、「全く法医学上の見地から、斯かる中間の状態にあるものは、責任能力が少い、通常人であれば責任能力は十分に具へて居り、精神病患者であれば、全くこれを欠くのであるがその中間にあるものは、十分とも、欠くとも言へずして、少ないものとすべきであるといふ意味から、斯かる訳字を用ひたものである」と説明している。

まとめると「Minderwertigkeit の訳字としての低能といふ語は、呉博士達の所謂低格、榊博士の所謂中間状態と等しく、精神病患者の上から見て通常人と精神病患者との中間にある、種々の状態階級のものを指して居る」といえる。(以下、これを樋口による低能（児）の「第一類型」という。)

第二は、「独逸の ZuruKgebliebene の訳字として用ひるもの」で、「乙竹教授の著、低能児教育法の内には、この意味で用ひられ」ている。つまり、前章で検討した乙竹紹介のド・モア分類表中の「乙 低能」の原語がこれにあたりといえる。樋口は、ド・モアによ

る原語の意味を次のように紹介している。

「Zurückgebliebene Kinder とは、生前又は生後に獲得したる疾病或は個人発達の普通条件を阻害する影響によりて、精神の薄弱又は異常を来し、普通の教育法に委しがたき児童をいふ。」

このド・モア概念規定中にいう「精神の薄弱」とは、「専らその知力の薄弱」を意味し、「異常」とは、「専ら情意の異常」を意味した。ド・モアは、その両者を分類上区別せず、実際の見地から、前章でみたように「教育上の見地…」「医療上の…低能児」とした。樋口は、その内の「医療上の…低能児」の下位を構成する「第一種の低能」(乙竹) = 「第一級の白痴」(ド・モア)に相当するのが、「道徳的(精神)薄弱」という意味で、前述の「中間状態」(つまり「低格」)を対応させている。「第二種…」 = 「第二級…」のそれには「痴愚」「魯鈍」を、「第三…」のそれには「白痴」を対応させている。

まとめると「Zurückgebliebene」の訳字としての低能は、上は、情意の異常、即ち性格の異常より、下は、従来精神薄弱 Schwachsinn として精神病患者中に数へられた白痴までも含んで居る語である」といえる。(→「第二類型」)

第三は、「低能といふ語を、専ら智力の陶冶性の少いものに限って用いるもの」で、「魯鈍や軽度の痴愚が、これに属する」というものである。この使用例の根拠となるのが、「榊博士」の次の言である。「低能とは、…之を教育病理学に於て範囲を定むれば、智的欠陥を有する軽痴(=魯鈍)、軽度の痴愚を総称する精神病なり。…教育の方面より言へば、低能者とは補助学校に入るべき生徒の意味なり。」一方、「補助学校に入るべき児童については、独逸などでは、Schwachbefähigte Kinder といふ語を用いて居ることから、——「榊博士」はそれを「陶冶低弱者」と訳しているが——、樋口は、「この三の意味に於ける低能といふ語は、独逸の Schwachbefähigte に相当するものと見て差支えなからう」と結論した。(→「第三類型」)

第四は、「医学上の見地から論ずるものではなく、全く実地教授上から見て、知識技能の成績が劣って居て普通の児童と同時に、同一の方法で教育することの出来ないものを総称して、低能といふ」ものである。結局、それは、「通常の児童よりは智能の少し劣ったものから、著しく劣って居るもの(勿論我国の小学校には白痴は居ない筈である)に至るまで、あらゆる階級の児童を総称して低能といつて居る」ものである。その中で「智能の劣っている度合の、それ程甚だしくないもの、又は、或智能に限って劣って居るもの等は、特にこれを劣等生と称へ、これに対して総ての智能の著しく劣るもの、而もそれが永久的なるもののみを、低能といふのもある様である」としている。ここには、教育界に固有の「低能児」(広義)概念が、①その前提として就学免除対象の「白痴」を除外して成立している概念であること、②そのうえで智能の程度の差により「劣等児(生)」と「低能児」(狭義)に分けてとらえていこうとしていること、が確認できる。(→「第四類型」)

以上のように樋口は、当時の「低能児」概念を要領よく4つに類型化しているが、その4つの類型とは別に、自らの概念を展開しているわけではない。これまでの経緯から判断すると樋口自身は、一応第四類型に属すると考えてよい。なお樋口は、乙竹の『低能児教育法』(ド・モア概念)をもって、乙竹を第二類型に入れているが、1911年の段階では、「不良児」は「道徳上の低能児」として「低能児」概念に付着しつつも区別していることを考慮すると、乙竹の「緒言」にいう「低能児」概念も一応第四類型に属するといえる。

それはともかくとして、こうしてみると、前稿で明らかにしているように、1900（明治33）年頃よりおこった「劣等生救済の声」が、明治40年代に「低能児教育と云ふ学問的名前に進歩した」という市川源三の指摘は、「劣等児教育」研究から「低能児教育」研究へと転換（進歩）した樋口に即して考えても正しい指摘であったことがわかる。

（3）「特殊教育」研究時代における「智能異常」としての「低能児」概念（1922～1939）

この時期の特徴を一言でいえば、樋口が「特殊教育学」の建設を志向しながら研究的営為を重ねていった時期とすることができる。「特殊教育」の学的志向性は、1914年の論文「治療教育学に就きて」（B-17）に見ることができるが、本格化するのには、欧米留学（1919.3～1921.5）後においてである。また、この時期は、「特殊教育」の一環として「低能児教育」に論及していくという特徴を持ち、「低能児教育」そのものを主題にした研究はほとんどないといってよい（例外B-38）。そして、この第③期における樋口の研究的営為は、ほぼ特殊教育三部作と言われる『特殊児童の教育保護』（B-36 1924.4）、『欧米の特殊教育』（B-37 1924.9）、『特殊教育学』（1939.7）に集約されているといえる。その中から、ここでは、概念の説明が明確な『特殊児童の教育保護』と樋口の「特殊教育」研究の集大成である『特殊教育学』に注目し、両者を比較しながら、樋口における「精神薄弱」概念の到達点を明らかにしていきたい。その認識は、戦前日本の教育学者における到達点でもある。

両著作における分類と定義を整理したものが、表1と表2である。分類・定義においては大きな違いはないといえる。ただ表1に示した『特殊児童の教育保護』の方が、当時の医学的概念や心理学的概念に留意した記述になっている。

両者を比較して言える第一の特徴は、両者とも教育界に固有の用語として歴史的に使用されてきた「劣等（児）」「低能（児）」「白痴（児）」を下位概念とし、上位概念としては「智力異常（児）」又は「智能異常（児）」を総称用語としていることである。（なお『欧米の特殊教育』では、「叡知欠損（者）」となっている。）1939年の『特殊教育学』では、広義の「低能（児）」を上位とする規定があるが、当時総称用語として医学界、心理学界はもちろんのこと、教育実践界においてさえ支配的であった「精神薄弱（児）」を上位概念として全く使用していないことは特筆に値する。樋口に代表される教育学界（特殊教育学）のみが独自の用語・概念を主張していたことになる。そこには他の学問分野とは異なる教育学に固有の視点があるといえる。

第二の特徴は、その教育学的概念に固有な視点が、「共学」にあるということである。「共学」については、欧米留学を契機にその実態と思想を学び、帰朝後の「特殊教育」研究時代（第③期）の著書・論文で一貫して紹介・主張しているが、その「共学」の視点が『特殊教育学』における概念規定ではより顕著な形で表れているといえる。「白痴」は別として、「劣等児」と「低能児」の概念規定における決定的分岐点は、医学や心理学のいう精神年齢や智能指数（IQ）ではない、「正常児童」と「共学」可能かどうか判断の基準を置いているといえる。それは、学級規模や教師の力量等によって差があり、基準として客観性に乏しいとも言えるが、「共学」の視点を教育学的概念・診断における第一義に据えている点は重要である。「共学」を模索してどうしても、双方の利益にならないと判断される時はじめて「別学」とするが、その際にも「貝殻主義」すなわち「隔離」になら

ぬよう注意を喚起している。このような教育学に固有な視点を堅持している背景には、当時の医学的、心理学的鑑別法に対して全幅の信頼を寄せていないことが窺える。そして、「共学」こそが、「智能異常」の子どもにとっても本来的に利益であるという、価値判断が働いているといえる。

1900年に「特殊教育に興味を持ち初めた」樋口が、39年かかって到達したものは、それは、「精神薄弱」概念・診断における「共学」の視点であった。

表1 『特殊児童の教育保護』における「特殊児童」の分類と定義

分類	秀 常 児 正 常 児 境 界 児 異 常 児 (=特殊児童)		精神の異常な児童 — 智力の異常な児童 (=智力異常児) — 性格の異常な児童 (不良幼児・不良児童・不良青年)	劣等児 低能児 白痴児 (重白痴・軽白痴)	一般的低能児 特殊的低能児	仮性低能 真性低能
			感覚並に言語の異常な児童青年 — 視覚異常者 (全盲・亜盲) — 聴覚異常者 (全聾・亜聾) — 言語異常者 (吃音・訥言)	身体の異常な児童 — 不具児 — 羸身児 — 病児		
定義	教育(学)的規定		医学的(精神病的)規定		心理学的規定	
	正常児	普通の教育法で教育して、他の児童とともに進歩せしめ得るものをすべて「正常児」とする。	正常児		正常児	(精神年齢による) 110-90 (正常) 89-65 (境界)
	劣等児	成績が「正常児」には及ばないが、特別の教育法を要するほどではないもの。少し余分に教授力を注ぎさえすれば、どうか「正常児」に雁行せしめ得るものを「劣等児」という。	魯鈍	児童の精神が、十二歳以下に止まって、その上に発達しないものを「魯鈍」という。	魯鈍	精神年齢が、十歳以上には発達しないものを「魯鈍」という。 64-45
	低能児	学習能力の低弱の度が著しくして「正常児」に混じておいては、その進歩の妨害になり、また、彼自身の進歩の為にもならない。さればこれを引き離して、特別の学級又は学校に入れて、特別の教授法によって教育する必要がある児童をいう。	痴愚	児童の精神が「正常児」の二歳乃至八歳位に止まって、その後一向に発達しないものを「痴愚」という。	痴愚	精神年齢が、七歳以上には発達しないものを「痴愚」という。 44-20
白痴児	白痴は、その内の比較的良好的なものでも、尚教育の効果が極めて少なく、自らの生活を自らの智力によって導くことが出来ない。されば、ただ彼等を養育して一生を幸福に送らしめ、また、日常の極めて卑近な仕事に慣れしめるなどして、他人や社会の負担を少しでも軽減できるようにすること。	白痴	児童の精神が一見「正常児」の二歳位の程度に止まって、それ以上に発達しないものを「白痴」という。	白痴	精神年齢が、三歳以上には発達しないものを「白痴」という。 19以下	

表2 『特殊教育』における「異常」の分類と定義

網	目	族	対応する各特殊教育学
精神異常	智能異常（低能類）……………	劣等・低能・白痴……………	低能教育学
	性格異常（低格類）……………	変質・悪癖・不良……………	低格教育学
身体異常	視覚異常（盲類）……………	弱視・半盲・全盲……………	盲教育学
	聴覚異常（聾類）……………	難聴・聾・聾啞	聾啞教育学
	言語異常（啞類）……………	発音不能・吃・失語・啞	
	健康異常	（虚弱類）……………	貧血・栄養不良・腺病質
（羸弱類）……………			
	（病弱類）……………	神経病・心臓病・結核病	
	運動機関異常（不具類）……………	指無・手無・跛・佝僂・膝行……………	不具教育学
定義	「低能教育学は、智能の異常即ち広義の低能の教育を研究の対象として居る学である。ここに所謂広義の低能とは、智能異常の三階級たる劣等・低能（狭義）・白痴の三を総称するもので、智能の異常は、その種類程度の何たるに論なく、すべてこの語の下に総括せられて居る。」(P.32)		
	劣等児	「劣等児は、正常児童より智能の低弱なものではあるが、尚正常児から引き離して教育する程の必要のないもの」(P.222) によって「劣等児は、普通学級に於て、教師の助力を与え易い位置に机席を与へ、より多くの助力の下に、正常児と共学せしむべきこと」(P.329)	
	低能児	「低能児は、それ（＝正常児）と共学せしめることの不可能なるもの」(P.222) 「低能児は、學術の能力が一般的に低弱で、正常児と共学せしめては、双方とも利益する所がない。さりながら、別異の小学校に彼等のみを収容する貝殻主義は、彼等をして却って益々低能たらしめる虞が多い。」(P.330) によって、「補助学級」（定員15人以下）に於いて、直観的、作業的、差別的、個性的、個別的な教授原則に基づく教育が望ましい。そこでの教育に適さなかつた者は、「痴愚学校」へ。	
	白痴児	「白痴は、厳肅な意味に於ける教育は施し得られないもの、換言すれば、馴らす保護するより他に途のない者と解せられて居る。」(P.222) 「白痴院」への収容・保護が望ましい。	

おわりに 一まとめにかえて—

筆者は、前稿の『精薄史研究』（第4章）で「戦前の主要教育雑誌における『精神薄弱』関係資料を手がかりに『精神薄弱』用語の変遷を検討し、さらに、文部省の『精神薄弱』教育振興策に注目して、それを契機として教育分野において『精神薄弱』概念がどう深化・発展してきたのか」(p.95)を解明しようとした。その検討から得られた結論は、「教育学領域における『精神薄弱』概念の形成過程においては、教育学独自のアプローチによる概念の深化・発展はほとんど確認しえず、むしろ精神医学的概念と心理学的概念の導入・定着の過程であった」(p.95) というものであった。今回の東京高師附小「特別学級」関係者中の教育学者である乙竹・樋口の関係業績（著書・論文）を検討した結果、大局的に

は、医学的・心理学的概念の導入・定着という結論に変更はないが、教育学固有の概念と診断の視点が形成・存在していたことが明らかになった。その点を今一度確認して本稿のまとめとしたい。

そもそも教育学固有の概念形成の志向性は、『低能児教育法』（1908年）でドモールの分類・概念を採用した乙竹が、その『更訂版』（1912年）でも、次のように述べていることに出発点があるように思われる。「純精神病学上の考へによって、異常児を分類して仕舞ふといふことは、私（＝乙竹）の考へでは如何かと思はるる…私の見る所を以てすれば、例へば子供の低能といふものと、大人の精神病的の現象或は精神病上の中間者とは、全然同じであるとは言へ無い所もあるので、丁度大人の心理状態と子供の心理状態との間に多少違って居る所があるやうなものであります。それ故に、大人に就いて調べ上げられたる純精神病上の名目を以て直に異常児に当てるはめるといふことは少しく考へものであらう…斯ういふ理由に因って私は教育上から見て成るべく通俗的に分類するといふド・モア氏の意見に賛成する」（pp. 217-218）と。ここには、「大人」を対象に形成された医学（精神病学）的な用語・概念を、「大人」とは相対的に異なる「子供」にストレートに結合させていくことに対する教育学的視点（教育の論理）からの拒否と慎重さが窺える。『低能児教育法』が、その「前編 低能児教育の理論」の中で最初に「児童の発達」をとりあげていることから見ても、乙竹には、その発達観はともあれ、「低能児」（「白痴」は別として）も、同じ「子供」（児童）として発達途上にあり変化する存在であるという前提があるといえる。それ故に、あまり固定的断定的な概念規定は乙竹にはみられなかったといえる。同様に、特殊教育の建設を志向した樋口も、より科学的で厳密な分類と鑑定を追究していた医学的、心理学的概念とは関連させつつも一線を画して、最後まで「精神薄弱（児）」という用語も使わず、教育（学）界固有の伝統的用語である「劣等児」「低能児」「白痴」を用い、それを「共学」という視点から概念規定するという通俗的な分類をおこなった。その通俗的分类・概念の持つ柔軟性・可変性は、1920年代以降の「特別学級」の設置・普及に伴ってより客観的科学的な鑑定基準が求められた時期には、その曖昧さ故に、医学的・心理学的「精神薄弱」概念の浸透を前にして、概念としての影響力を喪失してしまったといえる。もちろんこの分野に関心をもつ教育学者の不在といってよいほどの不足がさらに、教育学固有の概念形成を困難にさせていたといえる。しかし、樋口によって、辛うじて発展させられ保持された「共学」という教育学固有の視点に基づく判断（診断）基準は、戦前の医学的・心理学的概念を継承している1953年通達の「精神薄弱」概念・診断には見ることができないだけに、今後教育学診断（判断）の基準を構築していく上でひとつの足掛かりとなる遺産を残していると見ることができる。

<註>

- (1) その研究構想の一端は、茂木・高橋・平田：わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅰ（都立大「教育科学研究」第7号 1988年）の「結語」（p. 89）に記されている。なお、同論文が、1989年度文部省科研費報告書『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』に再録される際に、「結語」（p. 25）の執筆者名が初出論文どおりになっていないのは誤りである。
- (2) 資料を含んだ研究の全体は、高橋智：わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅵ—明治・大正期の主要な著作・学説の検討を中心に—（「日本福祉大学研究紀要」第86号 第1分冊・

福祉領域 pp. 195-251 1991年12月)を参照。

- (3) 乙竹岩造に関する主な先行研究(「精神薄弱」関係)としては、次のものがある。①一宮俊一：乙竹岩造の精神薄弱教育論Ⅰ－教育学としての基礎理論－「徳島大学学芸紀要(教育科学)」第30巻 pp. 1-8 1981年10月, ②山田明：(解説)乙竹岩造『低能児教育法』の歴史的位置(『日本児童問題文獻選集19 低能児教育法/乙竹岩造講述』所収)日本図書センター 全18頁 1984年4月, ③一宮俊一：乙竹岩造の「養護・訓練」論「鳴門教育大学研究紀要(教育科学編)」第3巻 pp. 117-131 1988年3月, ④高木雅史：1900年代～1920年代の日本における「低能児・優秀児」教育の思想－乙竹岩造の教育観・能力観の分析を通して－「名古屋大学教育学部紀要(教育学科)」第37巻 pp. 115-127 1991年3月
- (4) 樋口長市に関する主な研究としては、次のものがある。①小川克正：樋口長市氏における特殊教育と比較教育学との関連「教育学心理学研究紀要」Vol. II(岐阜大学教育学部教育研究室) pp. 73-83 1970年12月, ②小川克正：「特殊教育」概念の変遷－わが国心身障害者教育研究史における樋口長市の位置について－(『世界教育史体系 33 障害児教育史』所収)講談社 323-339 1974年10月, ③小川克正：『欧米の特殊教育』解題(『現代日本児童問題文獻選集 7 欧米の特殊教育/樋口長市』所収)日本図書センター 全14頁 1986年10月, ④伊藤寿彦・渡辺健治：樋口長市における特殊教育の形成『日本特殊教育学会第30大会発表論文集』(pp. 668-669)及び大会当日配布・補足資料(全22頁)1992年9月
- (5) 主な先行研究には、次のものがある。①菅田洋一郎・清水寛：東京高師附小特殊学級における教育方法上の変遷「東京教育大学大学院教育学研究集録」第2集 pp. 21-33 1963年3月, ②中田基昭：精神薄弱児教育方法史ノート－石井亮一及び東京高等師範附属小学校補助学級の場合－「教育方法史研究」第一集(東京大学教育学部教育方法学研究室) pp. 28-49 1980年3月
- (6) 津曲裕次・迫ゆかり：乙竹岩造(『人物でつづる障害者教育史 日本編』所収)では、乙竹の「特殊教育への関心は、彼の友人である樋口長市との交流によって深まっていったが、それにも増して大きな刺激となったのは、1904～1907[明治37～40]年の3年間の欧米留学であった。」(P. 72)とされており、欧米留学以前に「低能児」等の教育への関心と研究の動機が形成されていたことには言及されていない。
- (7) ドモール(Demoor 1867～1941)については、①松矢勝宏：ドモール(『人物でつづる障害者教育史 世界編』所収 pp. 156-157) ②ザムスキー著/茂木彦俊他訳『精神薄弱教育史』pp. 233-242)を参照。
- (8) その点に関わって、高橋智氏は、『精薄史研究』(第6章)で、『低能児教育法』における「乙竹の『低能児』概念というのは、当時多く見られた『劣等児』とも『白痴』とも区別のつかない曖昧で混乱した概念とは明確に一線を画す、すぐれて実践的な可能性を内包させた概念であった」(p. 119)と評価しているが、筆者としては、乙竹も「曖昧で混乱した概念」の域を脱していないと考える。

なお、高橋氏による、①「教育上の見地よりする低能児」の「第1種」「第2種」の概念把握(p. 118), ②「乙竹の提起する医療上の『低能児』概念とは、一般に『精神薄弱』概念を指すものである」(p. 119)という把握(読み取り), には疑問を感ずる。筆者の把握(読み取り)は、本文中に記している通りである。

(付記) 本稿は、日本教育学会第51回大会(1992. 8. 28 於・北海道大学)において発表・配布した資料の前半部分(乙竹・樋口関係)を、修正加筆したものである。当日、ご意見及びご議論いただいた方々に記して感謝します。(1992. 11. 2)

<資料>

東京高師附小「特別学級」関係者の「精神薄弱」関係文献目録（Ⅰ）

(A) 乙竹岩造

No	著書・論文名	誌名・巻号/発行所	頁	発行年月
1.	マンハイム式学級新編成法	「小学校」第4巻第1号	2-12	1907 (M. 40) - 10
2.	欧州に於ける低能児教育の状況	「国家医学会雑誌」第249号	1-14	1908 (M. 41) - 1
3.	『低能児教育法』※更訂版 (1912年)	目黒書店	全496頁	1908 (M. 41) - 4
4.	分級教授ならざる可からず	「内外教育評論」第8号	20-21	1908 (M. 41) - 6
5.	道徳上の低能児に就て	「教育之実際」第2巻第10号	4-14	1908 (M. 41) - 8
6.	マンハイム式学級編制法 (『教育大辞書』所収)	同文館	1452-1458	1908 (M. 41) - 11
7.	低能児の発作的感覚喪失に就て (一)	「実験教育指針」第8巻第3号	4-6	1909 (M. 42) - 3
8.	低能児の発作的感覚喪失に就て (二)	「実験教育指針」第8巻第4号	12-14	1909 (M. 42) - 4
9.	低能児教育 (内務省地方局編『感化救済事業講演集 下』所収)		699-778	1909 (M. 42) - 5
10.	特殊教育の研究を望む	「教育実験界」第27巻第1号	31-34	1911 (M. 44) - 1
11.	低能児言語故障論 (一)	「教育学術界」第23巻第2号	13-19	1911 (M. 44) - 5
12.	低能児言語故障論 (二)	「教育学術界」第23巻第3号	35-43	1911 (M. 44) - 6
13.	低能児言語故障論 (三)	「教育学術界」第23巻第4号	45-49	1911 (M. 44) - 7
14.	低能児言語故障論 (四)	「教育学術界」第23巻第5号	30-37	1911 (M. 44) - 8
15.	低能児言語故障論 (五)	「教育学術界」第24巻第1号	15-22	1911 (M. 44) - 10
16.	補助教育	「都市教育」第91号	3-5	1912 (M. 45) - 4
17.	補助教育の必要を論ず	「普通教育」第3巻第11号	12-24	1912 (T. 1) - 11
18.	劣等生の取扱に関する質疑に就て	「教育界」第12巻第3号	32-35	1913 (T. 2) - 1
19.	将来の特殊教育	「東亜之光」第8巻第1号	150-155	1913 (T. 2) - 1
20.	特殊教育論	「信濃教育」第318号	1-4	1913 (T. 2) - 4
21.	特殊教育問題 (一)	「日本学校衛生」第1巻第1号	18-22	1913 (T. 2) - 4
22.	特殊教育問題 (二)	「日本学校衛生」第1巻第2号	31-34	1913 (T. 2) - 5
23.	特殊教育問題	「救済研究」第1巻第4号	34-41	1913 (T. 2) - 11
24.	低能児と特殊教育	「人道」第119号	4-6	1915 (T. 4) - 3
25.	更に補助教育の必要を論ず	「現代教育」第29号	4-9	1916 (T. 5) - 1
26.	所謂落第に就いて	「小学校」第20巻第9号	2-7	1916 (T. 5) - 2
27.	『軌近教育事実の進歩』 *「第10章 補助学校, 補助学級の普及」 *「第11章 能力の相異に基づく学級編成法」	目黒書店	全640頁	1916 (T. 5) - 3
28.	最近の特殊教育 (尼子止編『最近教育学の進歩』所収)	同文館	383-426	1918 (T. 7) - 4
29.	低能児教育 (一)	「社会と救済」第2巻第2号	23-27	1918 (T. 7) - 5
30.	低能児教育 (二)	「社会と救済」第2巻第3号	15-29	1918 (T. 7) - 6
31.	低能児教育 (『教育大辞書』大正七年増訂改版 所収)	同文館	1385-1387	1918 (T. 7) - 6
32.	マンハイム式学級編制法 (同上『教育大辞書』所収)	同文館	1769-1773	1918 (T. 7) - 6
33.	低能児教育 (三)	「社会と救済」第2巻第4号	28-36	1918 (T. 7) - 7
34.	白痴及び低能児ノ教育	「神経学雑誌」第17巻第7号	25-29	1918 (T. 7) - 7
35.	低能児教育の急務	「教育時論」第1206号	28	1918 (T. 7) - 10

36. 能力に基づく組分法に就て	「日本教育」第2巻第5号	72-75	1923 (T. 12) - 5
37. 特殊教育 (『教育学』所収)	培風館	325-339	1949 (S. 24) - 3

(B) 樋口長市

No	著書・論文名	誌名・巻号/発行所	頁	発行年月
1.	劣等児の教育 (一)	「教育研究」第27号	1-3	1906 (M. 39) - 6
2.	劣等児の教育 (二)	「教育研究」第29号	1-4	1906 (M. 39) - 8
3.	目下独逸に行われる新小学校編制法 (服部教一著/梓溪抄)	「教育研究」第31号	54-55	1906 (M. 39) - 10
4.	劣等児の教育 (三)	「教育研究」第32号	6-8	1906 (M. 39) - 11
5.	劣等児の教育について	「教育研究」第44号	90-91	1907 (M. 40) - 11
6.	再び低能児の教育について	「教育研究」第48号	1-10	1908 (M. 41) - 3
7.	原級留置児童について	「教育研究」第65号	1-10	1909 (M. 42) - 8
8.	口の開け放しと精神の鈍弱との関係	「小学校」第8巻第7号	67-69	1910 (M. 43) - 1
9.	馬鹿に附ける薬がない	「教育之実際」第5巻第1号	157	1910 (M. 43) - 11
10.	低能児教育実験談	「日本之小学教師」第145号	30-32	1911 (M. 44) - 1
11.	海外教育近状 (伯林の補助学校に関する新規程, 他) (梓溪生)	「教育研究」第88号	71-73	1911 (M. 44) - 7
12.	低能という語について	「教育之実際」第5巻第10号	80-84	1911 (M. 44) - 7
13.	海外教育近状 (獨国都市の補助学校, 他) (梓溪生)	「教育研究」第89号	70-73	1911 (M. 44) - 8
14.	低能児の発音不明症について	「児童研究」第16巻第5号	153-160	1912 (T. 1) - 12
15.	成績不良の一原因	「教育実験界」第32巻第11号	18-22	1913 (T. 2) - 12
16.	東京高等師範学校内二級編制補助学校設備 実際梗概 (三宅鑛一「白痴及低能児」所収)	吐鳳堂書店	221-250	1914 (T. 3) - 2
17.	治療教育学に就きて	「教育研究」第123号	10-19	1914 (T. 3) - 5
18.	小学校に於ける治療教育的事実 (一)	「教育研究」第124号	11-20	1914 (T. 3) - 6
19.	小学校に於ける治療教育的事実 (二)	「教育研究」第125号	10-15	1914 (T. 3) - 7
20.	小学校に於ける治療教育的事実 (三)	「教育研究」第126号	21-30	1914 (T. 3) - 8
21.	小学校に於ける治療教育的事実 (四)	「教育研究」第133号	10-14	1915 (T. 4) - 2
22.	小学校に於ける治療教育的事実 (五)	「教育研究」第135号	9-13	1915 (T. 4) - 3
23.	小学校に於ける治療教育的事実 (六)	「教育研究」第137号	10-13	1915 (T. 4) - 5
24.	腺増殖と智能の鈍弱に関する疑問	「児童研究」第19巻第8号	273	1916 (T. 5) - 3
25.	異常児の幼稚園	「幼児教育」第21巻第11号	355-360	1921 (T. 10) - 11
26.	欧米の特殊教育施設 (一)	「教育研究」第234号	81-88	1922 (T. 11) - 1
27.	欧米の特殊教育 (一)	「児童研究」第25巻第6号	145-149	1922 (T. 11) - 2
28.	欧米の特殊教育 (二)	「児童研究」第25巻第7号	173-176	1922 (T. 11) - 3
29.	欧米の特殊教育 (三)	「児童研究」第25巻第8号	203-209	1922 (T. 11) - 4
30.	欧米の特殊教育 (四)	「児童研究」第25巻第9号	235-239	1922 (T. 11) - 5
31.	米国の特殊教育施設 (二)	「教育研究」第240号	80-86	1922 (T. 11) - 5
32.	特殊教育上より見たる学校体育	「体育と競技」第1巻第4号	15-19	1922 (T. 11) - 6
33.	欧米の特殊教育 (五)	「児童研究」第25巻第10号	267-271	1922 (T. 11) - 6
34.	欧米の特殊教育 (六)	「児童研究」第25巻第12号	324-328	1922 (T. 11) - 8
35.	欧米の特殊教育 (七)	「児童研究」第26巻第1号	13-18	1922 (T. 11) - 9
36.	『特殊児童の教育保護』	児童保護研究会	全260頁	1924 (T. 13) - 4
37.	『欧米の特殊教育』	目黒書店	全302頁	1924 (T. 13) - 9
38.	特別学級の実際	「学校衛生」第5巻第6号	9-14	1925 (T. 14) - 6

39. 特殊教育の意義（町田則文編『盲教育五十年記念誌』所収）		56-77	1925 (T. 14) - 10
40. 特殊教育に於ける未解決の問題	「教育週報」第123号	5	1927 (S. 2) - 9
41. 特殊教育の将来	「教育研究」第322号	90-99	1928 (S. 3) - 1
42. 昭和七年教育界への要望—特殊教育の領土から—	「帝国教育」第593号	28-32	1932 (S. 7) - 1
43. 初等教育に於ても我国は世界の三等国である	「帝国教育」第606号	18-24	1932 (S. 7) - 7
44. 特殊教育の回顧	「帝国教育」第616号	39-40	1932 (S. 7) - 12
45. 我国の特殊教育は未だ二十世紀に入って居ない	「帝国教育」第632号	29-37	1933 (S. 8) - 8
46. 特殊教育の傾向	「教育思潮研究」第7巻第4輯	220-230	1933 (S. 8) - 11
47. 一等国として恥づべき我国の特殊教育につきて教育審議会に望む	「帝国教育」第712号	93-99	1938 (S. 13) - 2
48. 『特殊教育学』（師範大学講座教育・心理第七巻）	建文館	全124頁	1938 (S. 13) - 7
49. 『特殊教育学』	建文館	全529頁	1939 (S. 14) - 7